明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**三六）　一

〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**三三一）　二
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅰ及びⅡの改正に関する件（**外務**三〇四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三〇五）
○フィリピン共和国についての包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の効力発生に関する件（**同**三〇六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**九五六、九五七）
○ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を定めた件（**経済産業**一四九）　四
○スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を定めた件（**同**一五〇）
○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（**国土交通**六七二）
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**六七三）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二七九～二八九）
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**九〇～九二）
○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（**近畿地方整備局**一五五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一五六、一五七）
○道路に関する件（**九州地方整備局**八〇、八一）

〔人事異動〕
法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　五
一般船舶保障契約証明書の無効について（東北運輸局）
国家試験
平成二十二年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
特定侵害訴訟代理業務の付記、経済産業省共済組合定款の一部変更関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○経済産業省令第三十六号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

経済産業大臣　直嶋　正行

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「石油等」の下に「及び金属鉱物」を加え、同条中「一年」を「三年」に改める。

第十九条第一項に次の十四号を加える。

二十五　ベリリウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

二十六　ガリウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

二十七　ゲルマニウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

二十八　セレン鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

二十九　ルビジウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

三十　ジルコニウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

三十一　インジウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

三十二　テルル鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）

三十三　セシウム鉱（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）